

八郎潟町雇用促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の雇用促進に資するため、町内に事業所を有する中小企業者が負担する退職金共済の掛金に対し奨励金を交付することについて、八郎潟町財務規則（平成7年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 退職金共済契約

法第2条第3項に規定する中小企業退職金共済契約又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体の実施する退職金共済事業による退職金共済契約をいう。

(奨励金の交付)

第3条 町長は、町内に事業所を有し、町民を常勤雇用した中小企業者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(奨励対象者)

第4条 奨励対象者は、各号に掲げる全ての要件に該当する中小企業者とする。

(1) 町内に事業所を有し、かつ、継続して事業を営んでいること。

(2) 退職金共済契約を締結し、雇用してから12か月分の掛金を完納していること。

(3) 町税及びその延滞金を滞納していないこと。

(奨励金の額及び算定期間等)

第5条 奨励金額は事業所の支払う掛金で、従業員ごと月額5,000円を上限とし、算定期間は退職金共済契約を締結し、加入した12か月後からとする。

(奨励金交付の期間)

第6条 奨励金交付の期間は3年を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 月別個人別共済掛金内訳書（様式第2号）

(2) 退職金共済手帳、又は被共済者証

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認める場合は、奨励金交付決定通知書(様式第3号)により交付決定を行うものとする。ただし、町長は、奨励金の交付を決定するときは、申請者の実態等について必要な調査をすることができる。

(奨励金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、雇用促進奨励金請求書(様式第4号)により、町長に奨励金の請求をしなければならない。

(奨励金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付を取り消すことができる。

- (1) 就職後1年未満で転出または離職したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を廃止又は中止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(奨励金の返還等)

第12条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を取り消したときは、既に支払った交付金の全部または一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 町長は、全項の規定により奨励金の返還請求をするときは、雇用促進奨励金返還請求書(様式第5号)により行うものとする。

3 前項の規定により奨励金の返還請求を受けた交付決定者は、当該奨励金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

八郎瀉町雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

八郎瀉町長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話

八郎瀉町雇用促進奨励金の交付を受けたいので、八郎瀉町雇用促進奨励金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、この申請に際し、八郎瀉町雇用促進奨励金交付要綱第4条に規定する町税等の滞納状況について調査されることに同意します。

退職金共済制度の種類 (該当する共済制度にチェック)	<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済 <input type="checkbox"/> 特定業種退職金共済 <input type="checkbox"/> 特定退職金共済
事業所共済契約番号	
奨励対象期間	年 月から 月まで
奨励対象被共済者数	人
交付申請額	円

- 《添付書類》 1 月別個人別掛金内訳書（様式第2号）
2 退職金共済手帳、又は被共済者証

月別個人別掛金内訳書 (年分)

事業所名

氏名	共済番号	月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	補助申請額
		区別	別	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1		掛金														
		補助額														
2		掛金														
		補助額														
3		掛金														
		補助額														
4		掛金														
		補助額														
5		掛金														
		補助額														
6		掛金														
		補助額														
7		掛金														
		補助額														
8		掛金														
		補助額														
9		掛金														
		補助額														
10		掛金														
		補助額														

商工会
記入欄

上記のとおり掛金の払い込みがあったことを確認します。

商工会
共済手帳確認

印

様式第3号（第8条関係）

八郎潟町雇用促進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八郎潟町長 印

年 月 日付けで申請のあった、八郎潟町雇用促進奨励金について、八郎潟町雇用促進奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1. 交付決定額 円

様式第4号（第9条関係）

八郎潟町雇用促進奨励金請求書

年 月 日

八郎潟町長 様

所在地
事業所名
代表者名
電 話

年 月 日付けで交付決定のあった、八郎潟町雇用促進奨励金について、八郎潟町雇用促進奨励金交付要綱第9条により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 円

2. 振込先金融機関

取扱金融機関	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所
口座名義人	フリガナ 名 称	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		

様式第5号（第12条関係）

八郎潟町雇用促進奨励金返還請求書

第 号
年 月 日

様

八郎潟町長

印

八郎潟町雇用促進奨励金交付要綱第12条の規定により、次のとおり交付金の返還を請求します。

1. 返還請求額 円

2. 返還理由

3. 返還期限